

富士山火山広域避難計画
【第 1 編 総論】
(案)

平成 27 年 3 月

富士山火山防災対策協議会

第1編 総論

1. 広域避難計画の策定経緯

富士山は、1707年（宝永4年）の噴火後、300年以上噴火活動は見られないが、平成12年10月から平成13年5月にかけて、低周波地震が多発するなど改めて活火山であることが再認識された。

これを契機に、平成13年に富士山火山防災協議会（関係都県、地元市町村及び関係省庁が参加、事務局は内閣府等）が設置され、富士山ハザードマップ検討委員会による専門の見地からの検討により、平成16年には富士山ハザードマップ検討委員会報告書がまとまった。その後、富士山火山広域防災対策検討会（学識者、関係都県、関係省庁が参加、事務局は内閣府等）で、より具体的に富士山火山の広域防災対策のあり方が検討された。

国は、検討会の提言を踏まえ平成18年2月に「富士山火山広域防災対策基本方針」を中央防災会議において決定した。関係機関では、地域防災計画の策定や火山防災マップの配布など具体的な取組を実施してきた。

平成23年12月には、防災基本計画において火山防災協議会の位置付けが明確化されたことから、富士山においても周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、国（内閣府（防災担当）、国土交通省、気象庁）、火山専門家、三県（山梨県、静岡県、神奈川県）及び周辺市町村など58機関（平成25年度：67機関）が参加し、富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）を平成24年6月8日に設立した。

協議会では、広範囲にわたる火山災害に対して迅速な避難を行う必要があることから、「富士山火山広域避難計画」（以下、「本計画」という。）の策定に向けた作業を進め、関係機関との協議を経て本計画を取りまとめた。

2. 広域避難計画の位置付け

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていないが、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は他の火山に比べ甚大なものになることが想定される。溶岩流や融雪型火山泥流等による被害は、山梨、静岡両県の複数の市町村に及び、降灰による影響は神奈川県や東京都を含む首都圏まで拡大する可能性がある。

本計画では、富士山が噴火した場合に、協議会に参加している地方公共団体の管内（山梨県、静岡県、神奈川県）における、緊急的または、広域的な対応が求められる火山現象からの避難を対象としている。

なお、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続災害は当面对象としていない。

また、本計画は、県及び市町村の地域防災計画の基礎となる避難に関する原則的な事項

を示したものであることから、発災時には、噴火の状況や地域特性に応じ、臨機かつ柔軟な対応が求められる。

協議会では、構成機関が共同して検討を行い、総合的な避難対策を目指して、様々な火山現象から生命、身体を守ることを主眼に、対象地域に共通する事項を本計画に盛り込んだ。今後、本計画を円滑に実施するための対策については、各県の地域事情等を踏まえつつ、共同で整理検討していく。

富士山は平成25年6月に世界文化遺産に登録され、多くの登山者や観光客が訪れている。協議会では、住民のみならず登山者や観光客も含め、本計画を富士山における火山防災対策の基礎とし、新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることにより、地域の安全・安心の向上に努めていく。

なお、小さな噴石や融雪型火山泥流などに関する避難計画では、多くの課題が残っていることから、引き続き検討を進めるとともに、今後、訓練等を通じて、本計画をより実践的なものとするため、継続的に検討を進めていく。

さらに、大規模地震の後に富士山が噴火する連続災害時の対応についても引き続き継続的な検討を進める。

改訂箇所（「3. 協議会の構成及び果たす役割」の追記）

3. 協議会の構成及び果たす役割

協議会は、富士山噴火時の総合的な避難対策等の検討を共同で行い、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設立した。協議会の中には、各県コアグループ、三県コアグループ及び各県コア合同幹事会を設置している（図1）。各県コアグループでは各県で検討すべき事項について、構成機関が検討を行い、三県コアグループでは必要に応じて三県の各コアグループが一堂に会して方針の確認や調整を行い、各県コア合同幹事会では、各県グループの幹事が、各グループの検討結果を集約、調整を行う。

富士山の火山活動が活発化した場合には、住民等の避難が広域に及ぶことから、構成機関が単独で対応するのは困難である。また、構成機関が連携することなく個別に対応した場合、混乱を生ずるおそれがある。このため、協議会は、広域的な防災対策の実施に当たり、構成機関が連携し情報共有を図りつつ、火山専門家等の意見を踏まえて、広域避難などの防災対応について合意形成や調整を行うなど、広域的な火山防災対策を講じていく役割を担っている。



図1 富士山火山防災対策協議会の構成